

滋建士様式第15号

二級 建築士の死亡(心身の故障により建築士の業務を適正に行うことが  
木造 きない場合、失踪宣言)に係る届書

次の者が死亡した(精神の機能の障害を有することにより認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない状態となった、失踪の宣告を受けた)ので、建築士法第8条の2第1号(同条第3号、滋賀県建築士法施行規則第6条第4項)の規定により届け出ます。

年 月 日

滋賀県知事 様

住 所\_\_\_\_\_

氏 名\_\_\_\_\_

本人との続柄\_\_\_\_\_

記

ふ	り	が	な		
氏			名		
生	年	月	日	大正 昭和 平成	年 月 日生
性			別	男 <input type="checkbox"/>	女 <input type="checkbox"/>
登	録	番	号	滋賀県	二級・木造 建築士 第 号
登	録	年	月	日	昭和・平成・令和 年 月 日
届	出	事	由	発生年月日	年 月 日
				<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 精神の機能の障害を有することにより認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない状態 <input type="checkbox"/> 失踪の宣言	
※	処	理	欄		

備考1 ※印のある欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けてください。

- 2 精神の機能の障害を有することにより認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない状態となった場合は、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付すること。